

東京高裁は、

石川一雄さんの狭山第3次再審請求にこたえ、

ただちに事実調べ・再審をおこなえ

一、東京高裁は、2審寺尾裁判長の差別判決をとりけせ！

無期懲役判決をとりけせ！

一、狭山事件における、証人・鑑定人・石川さん本人への尋問、

現場検証などの事実調べをおこなえ！

一、検察官に対して、ただちに証拠開示の勧告・命令をおこなえ！

一、狭山事件の石川一雄さんは無実である。

部落差別にもとづく見込み捜査、逮捕、取り調べ、

起訴、裁判、判決のすべてをとりけせ！

一、差別裁判を自己批判し、石川一雄さんに謝罪せよ！

氏名	住所

年 月 日

東京高等裁判所 第4刑事部 門野博 裁判長 殿

部落解放同盟全国連合会

取り扱い

〈連絡先〉 大阪府東大阪市荒本862-2 電話06-6787-3018

カンパ				
-----	--	--	--	--